

【水銀使用製品産業廃棄物】

水銀使用製品産業廃棄物の対象は、次の①～③に該当する製品が産業廃棄物になったものとする

区分①：水銀使用製品のうち、下表に掲げるもの

区分②：①を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（下表の右欄に×印のあるものに係るものを除く。）

区分③：①②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

1	水銀電池	
2	空気亜鉛電池	
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるものに限る。）	×
4	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。）	×
5	HIDランプ（高輝度放電ランプ）	×
6	放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを除く。）	×
7	農薬	
8	気圧計	
9	湿度計	
10	液柱形圧力計	
11	弾性圧力計	×
12	圧力伝送器	×
13	真空計	×
14	ガラス製温度計	
15	水銀充満圧力式温度計	×
16	水銀体温計	
17	水銀式血圧計	
18	温度定点セル	
19	顔料	×
20	ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）	
21	灯台の回転装置	
22	水銀トリム・ヒール調整装置	
23	放電管（水銀が目視できるものに限る。放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを含む。）を除く。）	×
24	水銀抵抗原器	
25	差圧式流量計	
26	傾斜計	
27	水銀圧入法測定装置	
28	周波数標準機	×
29	ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	

30 容積形力計	
31 滴下水銀電極	
32 参照電極	
33 水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)	
34 握力計	
35 医薬品	
36 水銀の製剤	
37 塩化第一水銀の製剤	
38 塩化第二水銀の製剤	
39 よう化第二水銀の製剤	
40 硝酸第一水銀の製剤	
41 硝酸第二水銀の製剤	
42 チオシアン酸第二水銀の製剤	
43 酢酸フェニル水銀の製剤	

(備考)19の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限りに×印に該当する。

赤字:平成31年3月3日の施行規則改正により追加されるもの